



# 「つかいみちを選べる募金」 参加団体募集

クラウドファンディング  
テーマ：地域福祉  
目標額：20万円以上

## 「つかいみちを選べる募金」とは？

福祉活動を行う参加団体が、課題解決に向けた事業活動を行うための財源を確保することを目的として、共同募金会と協働して募金活動を実施します。

寄付者は、応援したい団体を選び寄付をします。寄せられた寄付金に所定の割合を加算した金額が次年度事業費として助成されます。

【参加対象団体】鳥取県内の福祉を目的とした活動を行っている民間の非営利団体

【助成対象事業】福祉に係る社会課題、地域課題の解決に取り組む事業活動

※詳細は「つかいみちを選べる募金」助成事業取扱要領参照

## 令和6年度実施事例

【参加団体】特別なケアが必要な子ども達を支援する団体

【課題】病気療養や経済的理由、一人親世帯など、特別なケアを必要とする子どもたちをコンサート、人形劇などに招待し、各種体験や社会参画の機会充実の促進を図るための資金が必要

【目標額】35万円 【寄付総額】約38万円 【助成額】約42万円

## 令和7年度つかいみちを選べる募金事業スケジュール

|                    | 参加団体               | 共同募金会                                       |
|--------------------|--------------------|---------------------------------------------|
| 令和7年8月1日<br>～9月30日 | ① 参加申請             | ② 受付<br>申請締切                                |
| 10月末               | ⑤参加決定              | ③本会配分委員会にて審査<br>④助成決定通知                     |
| 11月初旬              | ⑥募金チラシ原稿作成         | ⑦募金チラシ印刷                                    |
| 12月中旬              | ⑧募金チラシ納品           |                                             |
| 令和8年1月1日<br>～3月31日 | ⑨募金活動開始<br>⑩募金活動終了 | ⑪本会ホームページ掲載<br>入金管理（ゆうちょ銀行）<br>入金状況報告・領収書発行 |
| 4月上旬               | ⑭助成金の請求<br>⑮事業開始   | ⑫募金額の確定<br>⑬助成金確定通知<br>⑭助成金の送金              |

## おすすめポイント

『入金管理は鳥取県共同募金会が行います。』  
『領収書、お礼状をデータ作成し随時メール送付します。』  
『共同募金への寄付は、送金手数料免除や、**税制優遇**があります。詳細については本会までご相談ください。』

希望する団体は、下記HPから申請様式をダウンロード、必要事項記入し申請してください。

【お問合せ先・申請先】社会福祉法人鳥取県共同募金会

〒689-0201 鳥取市伏野 1729-5 県立福祉人材研修センター内

電話 0857-59-6350 FAX0857-59-6540

メール akaihane@tottori-wel.or.jp ホームページ <https://akaihane-tottori.or.jp/>



# 令和7年度「つかいみちを選べる募金」助成事業取扱要領

## 1 趣 旨

本助成事業は、従来10月1日から12月31日までの3か月間行ってきた共同募金運動の期間を3か月間拡大し、拡大された3か月の期間で、各団体が取り組む地域の課題を解決するための活動費を共同募金会と一緒に集め、課題解決の取り組みを支援するものである。

この事業により、地域住民やNPOが主体となり、サービスをつくり提供する活動を、寄付者が選択して募金することにより、寄付者の共感や賛同を得る新たな募金の循環のしくみを構築していくことを目的としている。

## 2 「つかいみちを選べる募金」の内容

解決したい福祉課題を持つ団体が、鳥取県共同募金会（以下、本会という。）と協働して、福祉課題を解決する必要性（テーマ）を広く住民（寄付者）にアピールし、使いみちを選択する募金の協力を呼びかける。寄付者は寄付したいテーマを掲げる団体を選択し、そのテーマに対する寄付を行う。

## 3 助成対象団体

県内において福祉活動を行っている民間の非営利団体で、下記の要件を満たした団体を対象とする。

- （1）県内に活動拠点を置き、県域又は各市町村域で活動している団体であること。法人格の有無を問わない。
- （2）5名以上で構成され、団体としての活動実績が原則1年以上であること。
- （3）団体の会則（定款）、事業計画、予算、決算等が整備されていること。また、団体名義の金融機関預金口座を開設していること。
- （4）企業、政治活動、宗教活動を目的とした団体でないこと。
- （5）寄付者からの信頼に十分に応えうる組織体制と活動実績があり、事業内容や成果及び会計情報を公開できる団体であること。

## 4 助成対象事業

公的な制度では解決できない様々な福祉に係る社会課題、地域課題の解決に取り組む事業・活動とする。

### （1）主な事業・活動例

- ①社会的孤立（ニート・引きこもりなど）に対する支援事業・活動
- ②虐待防止、虐待を受けている人への保護事業・活動
- ③障害者の地域移行を支援する事業・活動
- ④子どもの貧困対策事業・活動
- ⑤自殺予防事業・活動
- ⑥難病者への支援事業・活動
- ⑦犯罪被害者家族などへの支援事業・活動
- ⑧地域に暮らす外国人に対する支援事業・活動
- ⑨子育てに悩む家庭への支援事業・活動
- ⑩生活課題を抱える高齢者等への支援事業・活動
- ⑪その他、福祉に係る社会課題、地域課題の解決に取り組む事業・活動

### （2）対象外事業

- ①会員、構成員同士の親睦のみを目的とした交流事業・活動

- ②特定の個人的活動又はそれに類する活動
- ③他団体又は下部組織への二次助成を目的とした事業
- ④行政からの委託事業など公的制度の中で運営されている事業・活動

## 5 対象外経費

- ① 団体の組織運営に関する管理経費、人件費      ②飲食費又はそれに類する経費

## 6 募金活動と事業実施

### (1) 募金活動期間

令和8年1月1日（木）から令和8年3月31日（火）までとする。

### (2) 事業実施期間

助成決定通知の日から令和9年3月31日までとする。

### (3) 寄付金の受付と管理

- (ア) 寄せられた寄付金は「共同募金」として取扱い、全額を本会へ送金する。  
ただし、令和8年3月31日（火）までに入金のあるものに限る。
- (イ) 必要に応じ、本会より寄付者へ領収書を発行する。
- (ウ) 寄付金は、本会ゆうちょ銀行口座において管理する。
- (エ) 寄付金は、日々集計し、件数・金額は助成団体と連携し公表する。

## 7 助 成

- (1) 1団体あたりの助成申請額は20万円以上とする。
- (2) 助成額は、団体に寄せられた寄付金総額に（ア）に掲げる事務手数料を控除した額と、寄付金総額に（イ）に掲げる額を加算した額の合計額とする。
- (ア) 災害等準備金積立金及び寄付金の入金管理並びに郵便振込用紙付チラシ作成・印刷費等として、助成団体に寄せられた寄付金総額の10%を事務手数料とする。
- (イ) 加算助成金

| 団体に寄せられた寄付金総額 | 共同募金からの助成額  |
|---------------|-------------|
| 100万円までの部分    | 寄付金総額 × 0.2 |
| 100万円を超える部分   | 寄付金総額 × 0.1 |

- (3) 目標額を超えた助成額となった場合は、事業計画の変更等について、改めて本会与協議を行うこと。

## 8 申 請

- (1) 指定様式により、本会へ申請する。
- (2) 募集受付期間  
令和7年8月1日（金） ～ 令和7年9月30日（火）

## 9 助成団体の決定

助成団体は、本会配分委員会の審査により決定する。決定時期は、令和7年10月下旬を予定。

## 10 事業の変更・廃止と事業報告

- (1) 助成決定後、やむを得ない事情により事業内容を変更・廃止する場合は、指定の様式により本会の承認を得る。
- (2) 事業完了後、速やかに指定の様式により本会へ報告する。

## 令和6年度「つかいみちを選べる募金」助成事業一覧

| 団体名                         | 活動内容                              | 目標額       | 募金実績      | 助成額       |
|-----------------------------|-----------------------------------|-----------|-----------|-----------|
| 公益社団法人<br>とっとり被害者支援センター     | 犯罪被害者等支援事業                        | 1,000,000 | 996,172   | 1,095,000 |
| 特定非営利活動法人<br>こども未来ネットワーク    | 子どもの笑顔発見<br>プロジェクト2025            | 350,000   | 387,565   | 426,000   |
| とっとり子どもの居場所<br>ネットワーク“えんたく” | こども食堂対象<br>文化芸術体験事業               | 300,000   | 39,731    | 43,000    |
| 鳥取県腎友会                      | 慢性腎臓病の予防の<br>推進と慢性腎臓病患者<br>への情報発信 | 300,000   | 435,300   | 478,000   |
| 一般社団法人<br>鳥取県母子寡婦福祉連合会      | 第75回全国母子寡婦<br>福祉研修大会開催事業          | 200,000   | 807,925   | 888,000   |
| 計                           |                                   | 2,150,000 | 2,666,693 | 2,930,000 |

つかいみちを選べる募金助成事業

**とっとり被害者支援センター**  
犯罪被害者等が再び  
平穏な生活を営むために

**犯罪被害者等支援事業募金**

鳥取県被害者支援センター（とっとり被害者支援センター）の活動に使います。

- 電話・面談相談
- 法律支援事業（刑事・民事等への付帯的支援、弁護士等の専門家への紹介・情報提供等）
- 自助グループへの援助
- 文書等の作成と印刷事業
- 広報啓発事業（被害者支援フォーラム等の開催）

「とっとり被害者支援センター」

つかいみちを選べる募金助成事業

**子どもの笑顔  
発見プロジェクト  
2025**

鳥取県未来創造センター（とっとり未来創造センター）の活動に使います。

呼吸器の音が、手回しオルゴールとハーモニカを奏でた日

鳥取県未来創造センター  
2025年3月

つかいみちを選べる募金助成事業

**こども達が心育む  
居場所のための活動にご支援を**

基金の使途：こども食堂対象文化芸術体験事業

子どもたちに芸術や伝統文化に触れてもらい、心を育むための活動に使います。

**とっとり子どもの居場所ネットワーク“えんたく” 主な活動内容**

県内各地のこども食堂（こども居場所）をサポートするために、食料の確保、ボランティアの確保・研修等の事業、寄付の配分は組み分けなどを行っています。

このこども食堂は・・・地域住民や自治体等が主体となって、無料または低料金で子どもたちに食事や温かい居場所を提供する取り組みです。

募金期間は、2025年1月1日～3月31日までとなっています。  
期間を過ぎますとお受けできませんので、期間内にお願います。

とっとり子どもの居場所ネットワーク“えんたく”  
〒680-0241  
鳥取市吉万温泉1丁目25-1  
TEL 0867 30-5251 FAX 0867 30-7472  
Email: tottori.kodomo.mira@birdkyou.gr.jp

※この募金用紙での期限は、令和7年3月31日（月）までになります。

つかいみちを選べる募金助成事業

**鳥取県腎友会**  
透析患者を増やさないために

慢性腎臓病患者は成人の5人に1人いるとされている。これ以上人工透析患者を増やさないための活動（第1回県民健康講座）、人工透析患者・腎臓病者・腎臓病者など生活を守るための研修・交流などの活動にご支援ください。

＜鳥取県腎友会＞  
腎臓病者（透析患者、腎臓病者）の会です。県内透析患者は約1600人、その人たちの300人の会費で支えています。1年間に約10回、県民健康講座、交流研修会（ランドゴルフ大会、学習交流会など）、料理講習会、健康講座・健康相談などの活動を行っています。今後も、患者のため、腎臓の健康のための活動を行っています。

つかいみちを選べる募金助成事業

2025年11月22・23日米子市で開催！  
全国の仲間を鳥取県で歓迎！

**第75回全国母子寡婦福祉研修大会  
を成功させたい!!**

全国の母子寡婦福祉団体及び関係者が一堂に会し、ひとり親家庭及び寡婦の自立と子どもの健全な育成、その福祉の向上を目指して開催する大会です。  
2025年は記念すべき75周年大会を鳥取県米子市（米子コンベンションセンター）で開催します。その成功のためにぜひご支援願います。

一般社団法人  
鳥取県母子寡婦福祉連合会

〒689-0203  
鳥取県米子市1725-5鳥取県立米子市民センター内  
Tel 0857-59-5344 Fax 0857-59-5340  
HP <https://www.tottori-welfare.or.jp/tokorinya/>  
E-mail: tottokai@tottori-welfare.jp

※この募金用紙での期限は、令和7年3月31日（月）までになります。